郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)(附則第二十条関係)

する旅行小切手の受託販売及び買取りに関する事務、郵便貯金及び 十年法律第七十八号に関する事務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価と 郵便貯金及び預金等項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い及び元利金の支払 通貨を対価とする旅債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四 元利金の支払に関す	 共団本から委託された事務、日本牧送協会又は国家公務員も斉担合 共団本から委託された要別のでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	
十年法律第七十八号)第四条第一項の規定により同法第二条第一項郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律 (平成通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する事務、元利金の支払に関する事務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦	共団本から後もさいに事務、日本枚送協会又は国家公務員共済組合定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する事務その他地方公扱いに関する業務、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取規定する国際電信電話株式会社から総務省に委託された電報の取扱気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五条第一項に公庫又は沖縄振興開発金融公庫から総務省に委託された業務及び電東日本電信電話株式会社、国民生活金融東日本電信電話株式会社、国民生活金融	の事業、郵便貯金及び簡易生命保険の取扱いに関する業務、この法律において「郵政事業」とは、郵便、郵便為替及び郵事業の範囲)

にこれらの附帯業務をいう。 にこれらの附帯業務をいう。

> する事務並びにこれらの附帯業務をいう。 する事務、強定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第六十一条第 平成十二年法律第六十九号)第二条第一項の規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された事務 平成十二年法律第六十九号)第二条第一項の規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された事務 平成十二年法律第六十九号)第二条第 平成十二年法律第六十九号)第二十三年法律第百四十四号)第 の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務、郵政官 とび同法第百九条第一項の規定により同項の損害 での規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された当せん金付証票 がの金融機関から総務省に委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する する事務並びにこれらの附帯業務をいう。